

(仮称)長久手市自治基本条例をつくっています

☎ 経営企画課 ☎56-0600

まちづくりを担う「みんな＝市民、議会、市」がどのような役割等を果たし、長久手のまちづくりを進めていくかを定めたものが、(仮称)自治基本条例です。

今年度中の制定を目指し、現在、条例づくりに取り組んでいます。

地方分権が進み、少子高齢化、人口減少に向けて「自分たちのまちのことは、そこに暮らす市民自ら考え、実行する(=自治)」ために、市独自のまちづくりの**基本ルール(条例)**が必要だと考えています。

市民の活動を
支え、後押し!

これまでの取り組み

平成28年度に、市民と職員による自治KEN(検討委員会の愛称)を7回開催し、条例に盛り込みたい内容を考え、骨子をとりまとめました。その骨子をもとに、条例をつくっていきます。

自治KEN各回の内容

【第1回】平成28年
9月26日 条例に期待すること

各回
約40人
参加!

【第2回】10月17日 こんなまちになったらいいな!

【第3回】10月31日 条例の意義、役割をそれぞれの立場から考えよう!

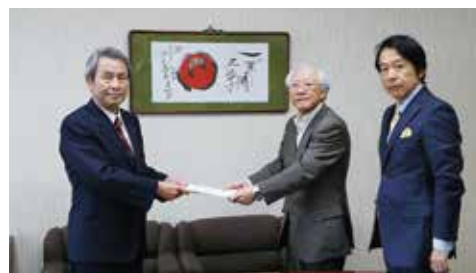
【第4回】11月14日 こんな条文あったらいいな!

【拡大版】11月27日 「ながくてのミライ 語り場カフェ」
自治KENメンバー以外の方と一緒に、
まちの未来とルールについて語り合おう!

【第5回】12月20日 前文案をつくろう!

【第6回】平成29年
1月17日 論点を確認し、考え方を整理しよう!

【第7回】3月14日 条例骨子案を確認しよう!



3月に、自治KENの思いが詰まった骨子を、市長へ提出しました。

条例の構成(案)

骨子を踏まえ、条例の構成は、前文と5つの章、全21条を考えています。

第1章 総則

①条例の目的 ②条例の位置付け ③用語の定義 ④まちづくりの基本原則

第2章

まちづくりの 担い手の 役割と責務

第1節 市民

⑤市民の権利
⑥市民の役割と責務

第2節 議会

⑦議会及び議員の
役割と責務

第3節 市

⑧市長の役割と責務
⑨職員の役割と責務

市民、議会、市
それぞれが、果
たす役割、頑張
ること(責務)

第3章

市民主体の まちづくり

⑩市民参加と協働 ⑪市民のまちづくり活動 ⑫地域のまちづくり組織
⑬市民活動団体、地域活動団体及び地域のまちづくり組織の役割
⑭市民活動団体、地域活動団体及び地域のまちづくり組織への支援
⑮住民投票

第4章

市政運営

⑯市政運営の基本原則 ⑰計画的な市政運営
⑱情報公開及び個人情報の取扱い
⑲安心安全なまちづくり ⑳他の自治体等との連携

市民主体のまちづくりを進めるため
の、市民参加の仕組み、市民の活動
を守り、育てていく仕組み等

第5章

実効性の確保

㉑条例の検証